

生駒市プラスチック製容器包装収集運搬及び中間処理業務仕様書

(目的)

- 1 この仕様書は、生駒市一般廃棄物処理基本計画に基づき、本市が発注する生駒市プラスチック製容器包装収集運搬及び中間処理業務（以下「本業務」という。）の履行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象業務)

- 2 本業務の対象は次のとおりとする。
 - (1) 家庭系プラスチック製容器包装ごみ（以下「家庭系プラ」という。）の収集運搬業務
 - (2) 本市が指定する資料 8-1、資料 8-2 に示した公共施設等から排出される事業系プラスチック製容器包装ごみ（以下「事業系プラ」という。）の収集運搬業務
 - (3) 家庭系プラ及び事業系プラの中間処理業務

(受託者の責務)

- 3 受託者は、本業務の実施にあたっては本仕様書を遵守し、信義に従って誠実に業務を履行しなければならない。

(契約期間)

- 4 契約期間は、契約締結の日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。



(業務期間)

- 5 業務期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。

(家庭系プラ及び事業系プラ収集運搬業務)

- 6 本市のごみ収集についてはステーション方式を採用しており、家庭系プラ及び事業系プラ収集運搬業務については、市内全域を対象に、本市が指定する収集日、収集時間帯、収集地区、集積場所等において収集運搬を行うこと。本市の指定する事項は次のとおりとする。

(1) 収集対象とするプラスチック製容器包装

- ① 家庭から排出される資料 1 に示す  マークがついた物で、汚れてない物。
- ② 本市が指定する資料 8-1、資料 8-2 に示した公共施設等から排出される資料 1 に示す  マークがついた物で、汚れてない物。

(2) 集積場所

- ① 本市が指定する集積場所は、約 1,900 箇所（令和 4 年 6 月末現在。環境保全課で閲覧可能。）
- ② 集積場所に変更（増設を含む）が生じたときは、受託者は本市の指示に従うこと。この場合、業務委託料の変更は行わない。
- ③ 生駒市清掃リレーセンター（生駒市東生駒 1-583。以下「リレーセンター」という。）及び生駒市清掃センター（生駒市俵口町 2116-91。以下「清掃センター」という。）に保管されている家庭系プラ、及び事業系プラについても随時収集する。

(3) 収集地区及び収集日

- ① 収集地区は、資料2のとおり市内全域とする。
- ② 収集日、休務日は、資料1及び資料3のとおりとする。
- ③ 収集運搬業務の効率化のため、資料2のとおり市域を12地区に区分し、地区別の収集運搬は資料3のとおりとする。

(4) 収集時間帯

- ① 収集は、原則として午前7時から開始し、午前中に収集を終えること。ただし、天候その他により、やむを得ず午前中に収集を終えることができない場合はその限りでない。
- ② 収集時間とルート、収集場所は令和3年度を基準とする（環境保全課で閲覧可能）。

(5) 搬入場所

収集した家庭系プラ及び事業系プラは、受託者が確保した作業場に搬入する。なお、搬入量については計量器で計測して把握するとともに計量伝票を保管すること。

(事務所)

- 7 受託者は、生駒市内に事務所を置き、収集日の午前7時から午後4時まで連絡が取れる体制を整えること。

(収集運搬車両)

- 8 収集運搬車両については以下のとおりとする。
- (1) 受託者は、契約締結後、速やかに自己保有又は継続的に使用できる収集車両を確保すること。
 - (2) 使用する車両については、対人及び対物賠償金額が無制限の自動車保険（任意保険）に加入すること。
 - (3) 受託者は、収集運搬車両の車種及び登録番号を記載した書類並びに次に掲げる書類を提出すること。また、収集運搬車両は、本市が配布するステッカーを両側面に貼付すること。なお、予備車両を使用する場合も同様とする。また、契約期間中に生じた変更事項については速やかに届け出ること。
 - ① 自動車検査証（写し）
 - ② 自動車損害賠償責任保険証明書及び任意保険の証書（写し）
 - ③ 車両保管場所付近の写真及び見取り図
 - (4) ごみが飛散し又は流出する恐れのない車両を使用すること。
 - (5) 収集車両の空車車両の測定、それに伴う書類を提出すること。

(収集運搬業務員)

- 9 収集運搬業務員については以下のとおりとする。
- (1) 受託者は、本業務を適正に履行するために必要な数の業務員を配置すること。なお、収集運搬作業は、収集運搬車両1台につき2人以上（運転手1人、収集運搬作業員1人以上）で行うこと。
 - (2) 受託者は、契約締結後、収集運搬作業及び車両管理の責任者並びに収集運搬業務に従事す

る者の名簿及び配置計画を書面で本市に届け出ること。また、契約期間中に生じた変更事項については速やかに届け出ること。

- (3) 責任者は、正社員であって、業務員を統括し、業務内容に精通した者であること。
- (4) 運転手は、正社員であって、業務内容を十分に熟知し、適正に業務を遂行できる者であること。また、収集運搬車両の構造を十分に把握し、安全な操作ができる者であること。
- (5) 収集運搬作業員は、業務の遂行能力を有する者であること。
- (6) 各収集運搬車両に1名以上は、一般廃棄物収集運搬業務経験を有する正社員を配置すること。

(収集運搬車両保管場所)

10 収集運搬車両保管場所については以下のとおりとする。

- (1) 収集運搬車両保管場所は、運行前の点検、清掃に支障のない広さを有するものとし、洗車設備を設置する場合は、洗車及び汚水の処理について周囲に迷惑を及ぼさないこと。
- (2) 本市は、必要に応じて受託者が使用する機材を検査する。その結果、不備と認められたものについては、受託者は、本市の改善指示に従うこと。なお、これに伴う委託料の増額は認めない。

(収集運搬業務の内容)

11 受託者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）施行令第3条に定める収集及び運搬の基準、その他関連法令の規定によるほか、以下の作業実施基準を遵守すること。

- (1) 受託者は、家庭系プラ及び事業系プラを完全に収集し、かつ、集積場所の周囲の清潔保持に努めること。
- (2) 収集作業員は、本市の委託業務であることを念頭において、市民に対して常に親切丁寧に応接すること。
- (3) 排出ルールに違反するごみが排出されていた場合は、あらかじめ示した本市の指示に基づき、本市が提供する違反シールを貼付すること。
- (4) 収集漏れ、取り残し、収集後の後出しにより本市が収集を依頼した場合は、直ちに対応すること。
- (5) 受託者は、業務を実施する場合において道路交通法を遵守すること。また、人、車両の通行を妨害しないように心掛け、運搬中は、収集物が散飛及び流出しないような処置を講じること。また、交通規制区域内通行に関しては、事前に警察署長の許可を得るものとし、安全運転に努めること。
- (6) 交通事故、車両火災が発生した場合は、直ちに本市に報告すること。
- (7) 受託者が市民から収集業務に関する苦情を受けたときは、受託者が誠意を持って対応するとともに速やかにその内容を本市に報告すること。

(中間処理業務の内容)

12 家庭系プラ及び事業系プラの中間処理の内容は以下のとおりとする。

- (1) 受託者が収集またはリレーセンター及び清掃センターに集積されている家庭系プラ及び事

- 業系プラを受託者が確保した作業場に搬入し、家庭系と事業系に分けたうえで、選別、圧縮、梱包等中間処理を行うこと。家庭系プラについては分別基準適合物として、容リ協会と再商品化の委託契約を締結した事業者を引き渡し、事業系プラは、本市が指示する事業者を引き渡すこと。
- (2) 選別後の可燃物については清掃センターに搬入し、不燃物についてはリレーセンターに搬入すること。
- (3) 本市は、品質確保のための排出ルールを住民に対し周知を図る。受託者は「日本容器包装リサイクル協会（容リ協）が示す分別基準」（資料5参照）及び「市町村からの引き取り品質ガイドライン」（資料6参照）に適合すると同時に、容リ協会が実施するプラスチック製容器包装の品質調査（ベール品質調査）において「収集袋の破袋度調査」、「禁忌品有無評価」のAランク判定及び「容器包装比率評価」の95%以上を目指し、業務精度を高めるよう努めること。なお、調査内容は、日本容器包装リサイクル協会のホームページを参照すること。
- (4) 選別した家庭系プラ及び事業系プラについては、資料5に記載されているとおり取り扱うこと。
- (5) 分別基準適合物（ベール）（資料6-1、6-2参照）の搬出量について、計量器で計測及び記録し、本市へ報告すること。
- (6) 家庭系プラ及び事業系プラの分別精度を高めると同時に、選別後の残渣を極力減らすよう努力すること。また、その他搬入されたごみに混合していたペットボトル等の資源物については、可能な限り資源化を図ること。
- (7) 中間処理により発生する残渣物は、可燃物については清掃センターに搬入し、不燃物についてはリレーセンターに搬入する。
- (8) 清掃センターへの搬入は有料道路を通行するが、本業務に伴う通行料は本市が負担する。
- (9) 選別作業後に不要になるごみ袋（プラスチック製容器包装排出時に使用のごみ袋）は本市の指示に従い分別、圧縮、梱包し、本市が指定する再資源化事業者を引き渡すこと。なお、本市は、当該業者にかかる費用として1kgあたり10円に消費税及び地方消費税を加算した額を支払う。
- (10) 中間処理は、廃棄物処理法やその他関連法令を遵守し、全て屋内で処理を行い、収集したごみを屋外に集積せず、引火・火災・爆発事故の防止に努めること。施設については集積したごみが、飛散、流出及び地下に浸透する恐れのないものとし、周辺的生活環境に影響を及ぼすことがないようにすること。
- (11) 中間処理施設に搬出入する収集運搬車両による交通事故を防止するため、安全管理に努めること。
- (12) 受託者は、廃棄物処理法第21条第1項に定める技術管理者を置くこと。
- (13) 受託者は、次に掲げる書類を書面（任意様式）で本市に提出すること。
- ① 中間処理施設の概要
 - ② 施設管理及び中間処理作業の責任者並びに従事者名簿及び配置計画
- (14) 施設管理及び中間処理作業の責任者は、正社員であって、業務員を統括し、業務内容に精通した者であること。

(本業務実施基準)

1 3 受託者は、廃棄物処理法施行令第3条に定める収集及び運搬の基準、その他関連法令の規定によるほか、以下の作業実施基準を遵守すること。

- (1) 受託者は、作業実施にあたり作業マニュアルを作成し、事前に本市の承認を得ること。
- (2) 本市は、必要に応じ承認事項を取り消し、又は変更することができる。
- (3) 受託者は、毎日の業務実績状況を作業日誌に記録し、その取りまとめた月別実績報告書を翌月に本市に提出すること。
- (4) 受託者は、本業務の履行について交通事故、その他第三者に損害を及ぼしたときは、受託者において解決し、賠償しなければならない。
- (5) 受託者は、本業務を第三者に委託してはならない。
- (6) 受託者は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (7) 業務従事者の労務管理にあたっては、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法等の労働関係法規を遵守すること。
- (8) 地震や風水害等の災害緊急時の収集作業については、本市の指示に従って業務を行うこと。
- (9) 受託者は、本業務の履行について環境への負荷が少ない行動に努めること。

(市施策への協力)

1 4 受託者は、本市の一般廃棄物処理基本計画に掲げるごみ減量施策に協力するとともに、地域貢献や社会貢献に努めること。また、本市がごみ減量モデル事業を実施するにあたっては積極的に協力すること。

(社員研修)

1 5 受託者は、契約締結後から、分別、収集ルート等の研修、調査、選別等中間処理の研修を受託者の負担で行い、令和5年4月1日から適正に収集業務を行うことができるようにすること。

(その他)

1 6 業務の引き継ぎ

受託者は、契約期間の終了に際しては、次年度受託者に対し、本市の指示に基づき、速やかに業務の引継ぎを行うこと。

1 7 委託業務内容の変更

本市は、一般廃棄物処理基本計画、収集作業計画、施設の改変等やむを得ない状況で本業務の内容を変更するときは受託者と協議する。

1 8 物価変動に伴う委託料の取り扱い

国内における直近1年間の物価指数の変動率が3パーセント以上となる場合は、必要に応じて翌年度以降の委託料の見直しについて協議を行う。

1 9 この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書の項目に疑義が生じた場合は、必要に応じて本市と受託者が協議して定める。

(添付資料)

- 1、ごみ収集日程
- 2、収集区域図
- 3、地区別収集曜日別一覧表
- 4、収集実績等
- 5、分別基準について
- 6、市町村からの引き取り品質ガイドライン
- 7、ごみ収集業務の変更について

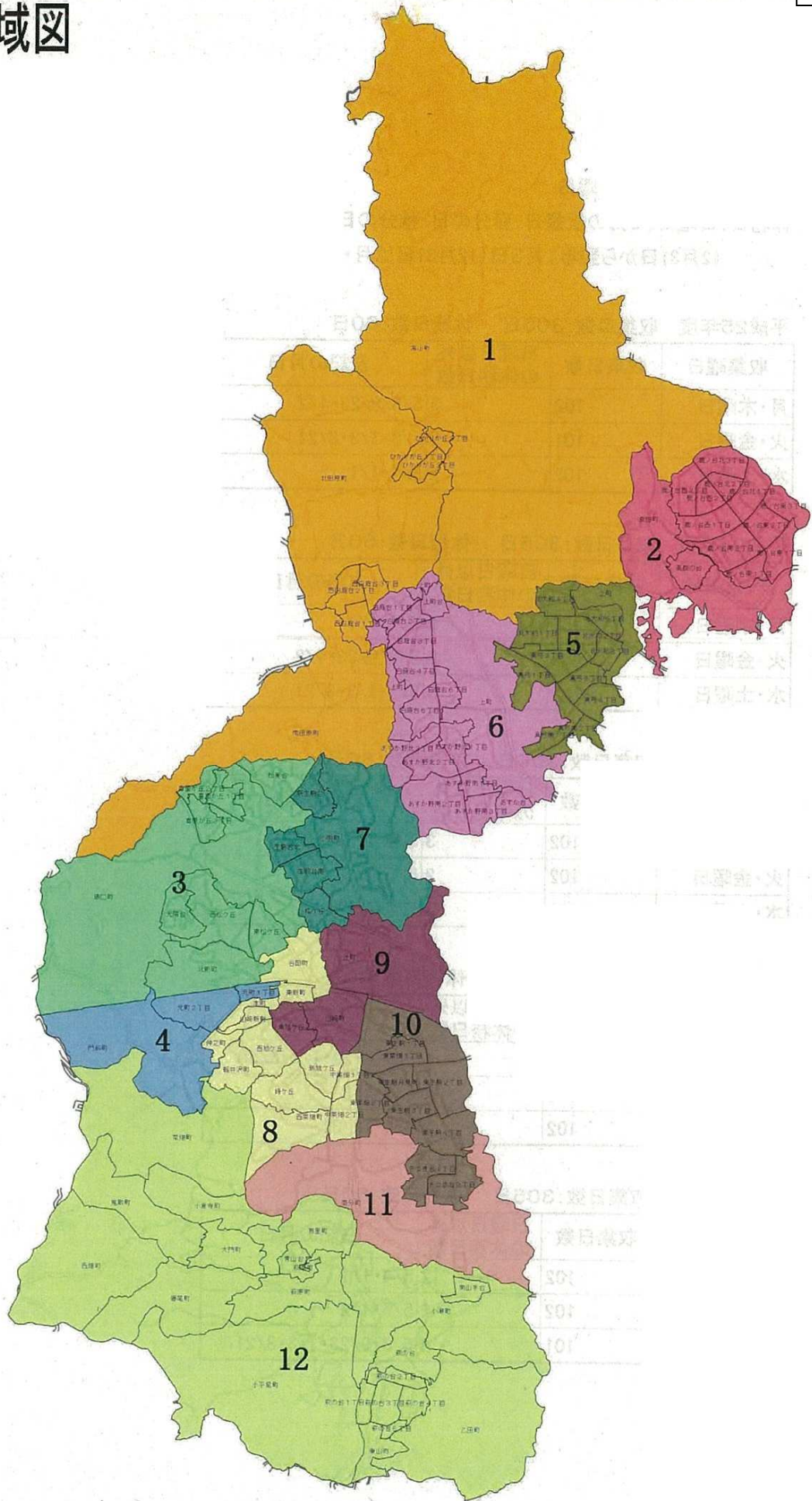
令和5年度～ 生駒市ごみ収集日程

毎週	〇〇曜日	プラスチック 製容器包装	無料 透明半透明	プラマークが付いたもの レジ袋、食品の袋、カップめん の入れ物、パック類 食品トレイ、発砲スチロール ボトル
----	------	-----------------	-------------	--

収集日：月曜日から土曜日(祝日を含む)

休務日：日曜日 12月29日から翌年1月3日

収集区域図



地区別収集曜日一覧表

地区	町名	収集曜日
1	高山町、ひかりが丘、北田原町、南田原町、西白庭台	火
2	鹿畑町、鹿ノ台、美鹿の台	火
3	松美台、俵口町、喜里が丘、光陽台、西松ヶ丘、東松ヶ丘、北新町	金
4	元町、門前町	金
5	北大和、真弓、真弓南	水
6	上町、上町台、あすか野、あすか台、白庭台	水
7	小明町、新生駒台、生駒台北、生駒台南、桜ヶ丘	土
8	本町、山崎新町、仲之町、西旭ヶ丘、新旭ヶ丘、軽井沢町、西菜畑町、緑ヶ丘、中菜畑、谷田町、東新町	土
9	辻町、山崎町、東旭ヶ丘	月
10	東生駒、東生駒月見町、東菜畑、さつき台	月
11	壱分町	木
12	小瀬町、萩原町、南山手台、萩の台、東山町、青山台、有里町、小平尾町、菜畑町、小倉寺町、鬼取町、大門町、西畑町、藤尾町	木

※地区は、「収集区域図」に対応しています。

収集等実績（k g）

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
収集運搬	1,045,010	1,093,680	1,093,600
ボール引渡	911,610	951,320	958,710
残 渣	133,400	142,360	134,890

日本容器包装リサイクル協会（容リ協）が示す分別基準

分別基準について

プラスチック製容器包装

主としてプラスチック製の容器包装（飲料、しょうゆその他環境大臣が定める商品を充てんするためのポリエチレンテレフタレート製の容器を除く。）に係る物

1. 原則として最大積載量が一万 kilogram の自動車に積載することができる最大の容量に相当する程度の分量の物が収集されていること。
2. 原材料として主として他の素材を利用した容器包装が混入していないこと。
3. 容器包装以外の物が付着し、又は、混入していないこと。
4. 圧縮されていること。ただし、白色の発泡スチロール製食品用トレイのみの場合にあつては、この限りでない。
5. 飲料、しょうゆその他環境大臣が定める商品を充てんするためのポリエチレンテレフタレート製の容器が混入していないこと。
6. プラスチック製のふた以外のふたが除去されていること。
7. 白色の発泡スチロール製食品用トレイのみの場合にあつては、洗浄され、乾燥されていること。

市町村からの引き取りガイドライン

プラスチック製容器包装

(1) 引き取り形態

分別基準にあるとおり、「圧縮」されているもの（以下、ベールという）です。「圧縮」とは、単品で圧縮されていることではなく、保管、運搬時の効率性を確保する観点から、一般的な圧縮機（ベラー等）で圧縮され、結束又はこん包等により形態の維持、小容器類の飛散対策が図られていることをいいます。

(2) ベールに求められる性状

- ・安全性：運搬や保管・移動作業中に荷崩れがないこと。
なお、ベールの安定性のためには、ボトル類にあっては蓋を外して圧縮を行う方が合理的です。
- ・衛生性：ベールから臭気の発生がないこと。
腐敗性有機物等が付着、混入していないこと。
- ・バラケ性：再生処理施設での解体が容易であること（かさ比重 0.25～0.35t/m³程度を目安としてください。）
- ・収集袋の破袋：分別収集に使用される収集袋を破袋し、収集袋から収集物を抜き出し異物を取り除き、また容器包装リサイクル法の対象物ではない収集袋(指定収集袋、市販のごみ袋)が除かれていること。

(3) ベールの寸法、重量、結束材

ベールの寸法はトラックへの積載効率や標準パレット（1100mm×1100mm角）への適合性から、次の3種類の寸法を推奨します。

寸法 (mm) *	重量 (kg)	結束材
①600×400×300	18～20	PP、PETバンドまたはフィルム併用
②600×400×600	36～50	同上
③1000×1000×1000	250～350	同上

*寸法の 600×400mm、1000×1000mmはプレス金型の寸法を示します。

実際のベールの寸法はこれより少し大きくなります。

*「推奨」ですから、ローリングタイプのベールを排除するものではありません。

*番線およびスチールバンドは解梱作業の安全上好ましくありません。

(4) ベールの品質基準

再商品化を効果的、効率的に行うためには、原料となるベールの品質が良くなければなりません。

項目	基準	備考
分別基準適合物であるプラスチック製容器包装	90%以上(重量比)	
【異物等】		
①汚れの付着したプラスチック製容器包装	混入していないこと	食品残渣等(*1)が付着して汚れた物や生ごみ。 土砂や水分(雫が垂れている)で汚れた物
②指定収集袋および市販のごみ袋	混入していないこと	市町村指定の収集袋、市販のごみ袋
③容リ法でPETボトルに分類されるPETボトル	混入していないこと	
④他素材の容器包装	混入していないこと	金属、ガラス、紙製等の容器包装
⑤容器包装以外のプラスチック製品	混入していないこと	バケツ、洗面器、カセットテープ、おもちゃ等の容器包装以外のプラスチック製品
⑥事業系のプラスチック製容器包装	混入していないこと	業務用容器、結束バンド等
⑦上記以外の異物	混入していないこと	容器以外のガラス、金属、布、陶磁器、土砂、食物残渣、生ごみ、木屑、紙、皮、ゴム等の異物。
⑧禁忌品	混入していないこと	医療系廃棄物(*2) 危険品(*3)

(*1) 分別基準の運用方針では食品残渣等有機物の取り扱いとして「保管時の衛生対策から、食品残渣等の付着がないよう洗浄及び拭き取る等で容易に付着物を除去できるものについては、付着物を除去した後に排出するとともに、付着物により汚れているものについては排出しないよう指導されたい。」とあります。

(*2) 医療系廃棄物とは、感染症の恐れがある、注射針、注射器、点滴セットのチューブ・針(輸液パック部分は除く)等。

(*3) 危険品とは、ライター、ガスボンベ、スプレー缶、乾電池等発火の危険性があるもの、および刃物、カミソリ、ガラスの破片等怪我をする危険性があるもの。

ごみ収集業務の変更について

業務	収集する家庭ごみの種類		備考
	令和4年度まで	令和5年度から	
プラスチック製容器包装収集運搬及び中間処理業務	プラスチック製容器包装(無料)	プラスチック製容器包装(無料)	

本市が指定する公共施設等

	名称
1	市民活動推進センター
2	生駒市役所
3	エコパーク21
4	火葬場
5	くろんど池公園
6	高山竹林園
7	人権文化センター
8	男女共同参画プラザ
9	消費生活センター
10	社会福祉協議会
11	フォレスト交流スペース(デイセンター鹿ノ台)
12	小平尾南老人憩の家
13	老人憩の家(元町)
14	総合支援センターあずさ
15	福祉センター
16	市立保育園4園
17	いこま保育園
18	いこま乳児保育園
19	北倭保育園
20	鹿ノ台佐保保育園
21	あすかの保育園
22	あいづ生駒保育園
23	登美ヶ丘駅前ピュア保育園
24	学研まゆみ保育園
25	あいづ壱分保育園
26	ソフィア東生駒保育園
27	ソフィア東生駒保育園分園
28	いちぶちどり保育園
29	市立幼稚園9園
30	子育て支援総合センター
31	こどもサポートセンター
32	小平尾南児童館
33	生駒台学童保育所
34	いこま乳児院
35	社会福祉法人宝山寺福祉事業団 愛染寮
36	セラビー生駒
37	花のまちづくりセンター
38	山麓公園ふれあいセンター
39	竜田川浄化センター
40	山田川浄化センター
41	水道局(真弓事務所)
42	水道局山崎浄水場
43	市立小学校11校
44	市立中学校7校

	名称
45	市立小中学校1校
46	教育支援施設
47	学校給食センター
48	生駒高等学校
49	奈良北高等学校
50	エンゼル幼稚園
51	学校法人 みどり学園白庭台幼稚園
52	学校法人 佐保短期大学付属幼稚園
53	学校法人 白百合幼稚園
54	北コミュニティセンター
55	南コミュニティセンター
56	たけまるホール
57	鹿ノ台ふれあいホール
58	図書会館
59	生駒駅前図書会館
60	芸術会館
61	ふるさとミュージアム
62	やまびこホール(藤尾町)
63	イモ山公園スポーツ施設
64	総合公園スポーツ施設
65	むかいやま公園スポーツ施設
66	市民体育館(武道館含む)
67	滝寺市営プール
68	井出山スポーツ施設
69	北大和スポーツ施設
70	小平尾南スポーツ施設
71	井出山プール「きらめき」
72	生駒北スポーツ施設
73	消防本部
74	消防署南分署
75	消防署北分署
76	あすか野公民館
77	生駒市公民館松美台分館
78	小平尾南分館
79	もやい館
80	生駒駅前交番
81	いちぶちどりキッズ谷田

・令和4年6月時点での施設。施設数は、新設、廃止等の理由により増減する可能性があります。